

枚方市部活動指導員（登録制）会計年度任用職員（短期） 募集案内

1. 身分

パートタイム会計年度任用職員（一般職の非常勤職員）

服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

2. 被任用者数

枚方市部活動指導員任用候補者名簿に登録した者の中から若干名任用します。（枚方市部活動指導員任用候補者名簿への登録に定員はありませんが、任用を約束するものではありません。）

詳細は「7.選考方法について（1）選考方法」及び「8.任用までの流れ」を確認してください。

3. 業務内容

部活動指導員は、生徒の自主性、自発的な参加により行われるスポーツ、文化芸術等に関する教育活動（学校のエ教育課程として行われるものを除く。）である部活動において、学校長の指揮監督を受け、学校長が指定する部活動において、教諭等と連携して以下に掲げる職務に従事します。

- （1） 部活動の技術指導
- （2） 安全・障害予防に関する知識、技能の指導
- （3） 対外試合等、学校外での活動の引率
- （4） 保護者等への連絡
- （5） 年間・月間指導計画の作成
- （6） 活動中の日常的な生徒指導に係る対応
- （7） 用具・施設の点検・管理
- （8） 事故が発生した場合の現場対応
- （9） 部活動の会計等の管理運営
- （10） 教育委員会等が開催する研修の受講
- （11） 担当競技についての、他校顧問への技術指導に関する助言
- （12） 指導する部活動が出場する為に必要な大会運営・審判業務
- （13） その他部活動顧問としての業務

4. 募集する競技

募集する競技は、別表1のとおりです。

5. 登録資格

- （1） 国籍・性別は問わない。
- （2） 満 18 歳以上で、健康状態が良好で、当該部活動の実技指導に熱意を有する者で、以下のア～オのうち、いずれかの条件を満たす者
 - ア 教員免許を取得しており、該当する種目等における児童生徒への指導経験がある者
 - イ 本市の部活動指導協力者など、学校での部活動の指導経験がある者

ウ 剣道の段位を有する者や、スポーツリーダーなどの資格を有する者で、地域のスポーツ活動において指導経験がある者

エ 専門学校生（高等学校卒業程度の資格を有していること。）、大学生又は大学院生であり、自らが該当する種目等の経験を持ち、児童生徒への指導実績があり、出身学校、専門学校、大学、大学院の関係者等から部活動指導員として適格であると推薦された者

オ 中学校長が、一定の知識・技能を有すると認め推薦する者

(3) 面接の際、上記のア～オの該当条件を証することができる書類を提出すること。

(注意) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する人は受験できません。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6. 勤務条件等

(1) 任用期間

名簿登録期間(令和9年3月31日まで)中、任用をした日から任用年度末までとしますが、諸般の事情により任用を取り消すことがあります。

(2) 勤務地

枚方市教育委員会が指定する市立中学校

(3) 給与等

時給1,600円

時間外勤務手当((4)勤務時間②の場合等による)

通勤にかかる費用 ※勤務校への車の乗り入れは、認められません。

大会等への引率する際にかかる交通費(近畿圏内の日帰り可能な範囲まで)

(4) 勤務時間

① 諸般の事情を考慮し、教育委員会にて以下の勤務パターンを指定します。

(ア) パターン

土日祝の所属長が指定する勤務日

(イ) パターン

平日は当課別事業の有償ボランティア(指導協力者) 土日祝の所属長が指定する勤務日

(ウ) パターン

平日(4日まで)及び土日祝の内、所属長が指定する勤務日

② 上記以外に所属長の指定する時間(遠征等を含む。)

※ 大会等へ参加する遠征や指導する部活動が出場する為に必要な大会運営・審判業務については、勤務時間を超える可能性があります。超えた勤務時間に応じて、時間外勤務手当を支給します。

※ 上記記載の所属長が指定する勤務時間を超えての時間外勤務手当は原則認めません。

(5) 勤務を要しない日

勤務の割り振りが無い日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)

(6) 社会保険

労災保険に加入します。

(7) その他

他で勤務している場合、今回応募の職種での勤務と合わせて労働時間が1日8時間又は週40時間を超える場

合は、原則、兼業できません。

(8) 任用期間中は、「枚方市中学校部活動方針」(別紙2)を順守すること。

7. 選考方法について

(1) 選考方法

エントリーシート及び面接により選考し、合格者を枚方市部活動指導員任用候補者名簿に登録します。

※ 具体的な面接の日時・場所等は応募者に個別に通知します。

(2) 受付期間等

令和8年2月13日(金)メ切。(2月13日(金)消印有効)

簡易書留か特定記録郵便で。(持参も可)

〒573-1159枚方市車塚1-1-1 学校教育部教育指導課へ

8. 任用までの流れ

(1) 合格者の枚方市部活動指導員任用候補者名簿への登録(「7. 選考方法について」を参照)の可否については教育委員会事務局から通知します。

(2) 任用の決定

枚方市部活動指導員任用候補者名簿の中から登録情報等を考慮して、教育委員会事務局から任用について通知。

(3) 研修

被任用者には研修を行いますので、必ず受講してください。研修日程については別途通知します。受講されない場合、任用を取り消すことがあります。

9. 枚方市部活動指導員任用候補者名簿の変更・削除

(1) 枚方市部活動指導員任用候補者名簿の変更

登録内容に変更があった場合は教育委員会事務局指導課に御連絡ください。

電話:050-7105-8052 電子メールアドレス:kysidou@city.hirakata.osaka.jp

(2) 枚方市部活動指導員任用候補者名簿からの削除

① 次の事項に該当した場合 ※任用が決定している場合は決定も取り消します。

ア 登録資格がないこと、また、応募書類の記載事項が正しくないことが判明した場合

イ 日本国籍を有しない者で、在留資格において就労等が制限されていることが判明した場合

ウ 正当な理由がなく、決定した配置校を辞退した場合

エ 名簿登録後、地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当した場合

オ その他、教育委員会が部活動指導員として適当でないと判断した場合

② 名簿登録者本人から申し出があった場合